

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

大田区では地方税の賦課徴収に関する事務の一部を委託している。委託業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>大田区における地方税に関する賦課徴収等の事務は、以下の「特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。)</p> <p>賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」「証明書発行関係事務」に分け行っている。(なお、本評価書中の「個人住民税」には、一部「森林環境税」を含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人住民税賦課関係事務 地方税法等に基づき、その年の1月1日に大田区に居住する者に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別区民税・都民税申告書等の課税資料を基に、個人住民税額を計算し、賦課決定する。</li> <li>2 軽自動車税賦課関係事務 地方税法に基づき、その年の4月1日に大田区を定置場とする軽自動車等を所有する者に対し、賦課決定する。</li> <li>3 収納管理関係事務 地方税法等に基づき賦課された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。</li> <li>4 滞納整理関係事務 地方税法及び国税徴収法等に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処理等を行う。</li> <li>5 証明発行関係事務 納税義務者等からの申請に基づき、課税・非課税・納税証明書を発行する。</li> </ol>
③システムの名称	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル、6. (提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の24の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係)</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[</span> <span style="margin-right: 10px;">実施する</span> <span style="margin-right: 10px;">]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>

<情報参照ができる根拠法令>

- ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号
- ・情報連携主務省令第2条表48の項及び第50条(地方税法関係)

<情報提供ができる根拠法令>

- ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び情報連携主務省令第2条表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項及び該当条文

- 1の項及び第3条(健康保険法関係)、2の項及び第4条(健康保険法関係)、
- 3の項及び第5条(健康保険法関係)、4の項及び第6条(恩給法関係)、
- 5の項及び第7条(船員保険法関係)、7の項及び第9条(船員保険法関係)、
- 11の項及び第13条(児童福祉法関係)、13の項及び第15条(児童福祉法関係)、
- 15の項及び第17条(児童福祉法関係)、20の項及び第22条(児童福祉法関係)、
- 28の項及び第30条(予防接種法関係)、37の項及び第39条(身体障害者福祉法関係)、
- 39の項及び第41条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係)、
- 42の項及び第44条(生活保護法関係)、48の項及び第50条(地方税法関係)、
- 49の項及び第51条(地方税法関係)、53の項及び55条(公営住宅法関係)、
- 57の項及び第59条(私立学校教職員共済法関係)、58の項及び第60条(厚生年金保険法関係)、
- 59の項及び第61条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係)、
- 63の項及び第65条(学校保健安全法関係)、65の項及び第67条(国家公務員共済組合法関係)、
- 66の項及び第68条(国家公務員共済組合法関係)、69の項及び第71条(国民健康保険法関係)、
- 73の項及び第75条(国民年金法関係)、75の項及び第77条(知的障害者福祉法関係)、
- 76の項及び第78条(住宅地区改良法関係)、81の項及び第83条(児童扶養手当法関係)、
- 83の項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係)、84の項及び第86条(地方公務員等共済組合法関係)、
- 86の項及び第88条(老人福祉法関係)、87の項及び第89条(老人福祉法関係)、
- 88の項及び第90条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
- 89の項及び第91条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
- 90の項及び第92条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
- 91の項及び第93条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、
- 92の項及び第94条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、
- 96の項及び第98条(母子保健法関係)、98の項及び第100条(労働施策総合推進法関係)、
- 106の項及び第108条(児童手当法関係)、108の項及び第110条(災害弔慰金の支給等に関する法関係)、
- 115の項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律等関係)、
- 124の項及び第126条(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係)、
- 125の項及び第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係)、
- 129の項及び第131条(厚生年金保険法関係)、130の項及び第132条(厚生年金保険法関係)、
- 132の項及び第134条(介護保険法関係)、
- 137の項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係)、
- 138の項及び第140条(厚生年金保険法関係)、
- 140の項及び第142条(独立行政法人農業者年金基金法関係)、
- 141の項及び第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)、
- 142の項及び第144条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等関係)、
- 144の項及び第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係)、
- 147の項及び第149条(国会議員互助年金法を廃止する法律等関係)、
- 151の項及び第153条(高等学校等就学支援金の支給に関する法律等関係)、
- 152の項及び第154条(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律等関係)、
- 155の項及び第157条(子ども・子育て支援法関係)、
- 156の項及び第158条(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係)、
- 158の項及び第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)、
- 160の項及び第162条(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律関係)、
- 161の項及び第163条(外国人生活困窮者に行う保護実施関係)、
- 163の項及び第165条(地域優良賃貸住宅管理関係)、
- 164の項及び第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業実施関係)、
- 165の項及び第167条(肝炎治療特別促進事業実施関係)、
- 166の項及び第168条(肝がん・重度肝硬変治療研究推進事業実施関係)、
- 167の項及び第169条(高等学校等学び直し支援金支給関係)、
- 168の項及び第170条(高等学校等学び直し支援金支給関係)、
- 169の項及び第171条(高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係)、
- 170の項及び第172条(高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係)、
- 171の項及び第173条(高等学校等専攻科修学支援金の支給関係)、
- 172の項及び第174条(高等学校等専攻科修学支援金の支給関係)、
- 173の項及び第175条(特定疾患治療研究事業実施関係)

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 課税課 / 区民部 納税課
②所属長の役職名	課税課長 / 納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193: (「I.1.②事務の概要欄」の「個人住民税賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「証明書発行関係事務」にかかるもの) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205: (「I.1.②事務の概要欄」の「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」にかかるもの)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193:(「2.特定個人情報ファイル」欄の1, 2, 3) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205:(「2.特定個人情報ファイル」欄の4, 5)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月28日	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(情報連携機能で使用するシステム名を追加したため)
平成27年9月28日	I.2.特定個人情報ファイル名	1.個人住民税課税台帳ファイル、2.個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)、3.軽自動車管理台帳ファイル、4.収納管理台帳ファイル、5.滞納管理台帳ファイル	1.個人住民税課税台帳ファイル、2.個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)、3.軽自動車管理台帳ファイル、4.収納管理台帳ファイル、5.滞納管理台帳ファイル、6.(提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(情報連携機能で使用するファイル名を追加したため)
平成27年9月28日	I.3.個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項第9条第2項に基づく条例改正または制定を行う予定	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) ・番号法第9条第2項に基づく条例改正または制定を行う予定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第一主務省令が制定されたため追記)
平成27年9月28日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項目 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(地方税法関係)  <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二 1項関係:第1条(健康保険法関係) 【<<以下、略>>、主務省令の条項を追記】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)
平成27年9月28日	I.7.特定個人情報の開示・提出・利用停止請求	請求先 区民部 課税課 電話:03-5744-1193 または 区民部 納税課 電話:03-5744-1205	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193: 「(I.1.②事務の概要欄)」「特別区民税・都民税賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「証明書発行関係事務」にかかるもの ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205: 「(I.1.②事務の概要欄)」「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」にかかるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(住所及び事務の概要別連絡先の追記)
平成27年9月28日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 区民部 課税課 電話:03-5744-1193 または 区民部 納税課 電話:03-5744-1205	連絡先 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193:「(I.2.特定個人情報ファイル)欄の1.2.3) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205:「(I.2.特定個人情報ファイル)欄の4.5)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(住所及びファイル別連絡先の追記)
平成28年6月1日	表紙 公表日	平成27年7月1日	平成28年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月1日	I.3.個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第2項に基づく条例改正または制定を行う予定	・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法第9条第2項に基づく条例が制定されたため修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報参照ができる根拠法令&gt;          &lt;&lt;以下、略&gt;&gt;</p> <p>&lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項          (1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二 1項関係:第1条(健康保険法関係)          &lt;&lt;以下、略&gt;&gt;</p>	<p>&lt;情報参照ができる根拠法令&gt;          &lt;&lt;以下、略&gt;&gt;</p> <p>&lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項          (1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の          2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二 1項関係:第1条(健康保険法関係)          &lt;&lt;以下、略&gt;&gt;          【主務省令の条項に以下を追記】          別表第二 38項関係:条項未制定(学校保健安全法関係)          別表第二 85の2項関係:条項未制定(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)
平成28年6月1日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 菅 三男	納税課長 津本 卓也	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成28年6月1日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年5月6日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月1日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年5月6日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月16日	I.6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項          (1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の          2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p>	<p>&lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項          (1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の          2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119の項)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二が改正されたため修正)
平成29年6月16日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の【&lt;&lt;以下、変更箇所以外 略&gt;&gt;、主務省令の条項追記箇所のみ記載】          別表第二 34項関係:条項未制定(私立学校教職員共済法関係)          別表第二 35項関係:条項未制定(厚生年金保険法関係)          別表第二 38項関係:条項未制定(学校保健安全法関係)          別表第二 39項関係:条項未制定(国家公務員共済組合法関係)          別表第二 40項関係:条項未制定(国家公務員共済組合法関係)          別表第二 48項関係:条項未制定(国民年金法関係)          別表第二 58項関係:条項未制定(地方公務員等共済組合法関係)          別表第二 59項関係:条項未制定(地方公務員等共済組合法関係)          別表第二 84項関係:条項未制定(厚生年金保険法関係)          別表第二 85の2項関係:条項未制定(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係)          別表第二 91項関係:条項未制定(厚生年金保険法関係)          別表第二 101項関係:条項未制定(厚生年金保険法関係)          別表第二 116項関係:条項未制定(子ども・子育て支援法関係)          別表第二 120項関係:条項未制定(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の【&lt;&lt;以下、略&gt;&gt;主務省令の条項を追記】</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)
平成29年6月16日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月6日時点	平成29年5月8日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月16日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月6日時点	平成29年5月8日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年3月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 津本 卓也	納税課長 青木 文	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	Ⅱ.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月8日時点	平成30年1月22日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成30年3月30日	Ⅱ.2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月8日時点	平成30年1月22日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成30年6月8日	Ⅱ.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月22日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年6月8日	Ⅱ.2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月22日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月30日	Ⅱ.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月30日	Ⅱ.2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月21日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 網島 文夫 / 納税課長 青木 文	課税課長 / 納税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月21日	Ⅱ.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月21日	Ⅱ.2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月21日	Ⅳ.1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.3.特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.7.特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.8.監査	新設	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	様式変更による新設
令和1年6月21日	Ⅳ.9.従業者に対する教育・啓発	新設	十分に行っている	事後	様式変更による新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の【<以下、変更箇所以外 略>、主務省令の項目及び条項追加並びに法改正による項ずれ対応】 別表第二 117項関係:条項未制定(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)	〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の【<以下、変更箇所以外 略>、主務省令の項目及び条項追加並びに法改正による項ずれ対応】 別表第二 20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係) 別表第二 53項関係:第27条(知的障害者福祉法関係) 別表第二 117項関係:第59条の2の2(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令改正による追記)
令和2年6月26日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月26日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年1月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 〈情報参照ができる根拠法令〉	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の27の項	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正による条ずれ)
令和4年1月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 〈情報提供ができる根拠法令〉	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1.2,3,29,31,100,120の項)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1.2,3,29,30,31,100,120,121の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正による条ずれ)
令和4年1月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 〈情報提供ができる根拠法令〉	(略) 別表第二 29項関係:条項未制定(地方税法関係) (新設)  別表第二 31項関係:第22条(公営住宅法関係) (略) 別表第二 71項関係:条項未制定(雇用対策法関係) (略) 別表第二 102項関係:第50条(廃止前農林共済法関係) (略) 別表第二 116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二 117項関係:第59条の2の2(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係) (新設)	(略) 別表第二 29項関係:条項未制定(地方税法関係) 別表第二 30項関係:条項未制定(社会福祉法関係)  別表第二 31項関係:第22条(公営住宅法関係) (略) 別表第二 71項関係:条項未制定(労働施策総合推進法関係) (略) 別表第二 102項関係:条項廃止(廃止前農林共済法関係) (略) 別表第二 116項関係:第59条の2の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二 117項関係:第59条の2の3(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係) 別表第二 121項関係:第59条の4(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正による条ずれ、法名の修正)
令和4年1月14日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年1月14日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年1月14日	IV.8.監査	[ ]外部監査	[○]外部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月30日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月30日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 〈情報提供ができる根拠法令〉	(略) 別表第二 71項関係:条項未制定(労働施策総合推進法関係) (略)	(略) 別表第二 71項関係:第39条の2(労働施策総合推進法関係) (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (法令改正による条ずれ、法名の修正)
令和5年6月30日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月30日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	大田区における(中略)に分け行っている。 1 個人住民税賦課関係事務 地方税法に基づき、(以下省略) 2 (略) 3 収納管理関係事務 地方税法に基づき賦課された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 4 滞納整理関係事務 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処理等を行う。 5 証明発行関係事務(略)	大田区における(中略)に分け行っている。(なお、本評価書中の「個人住民税」には、一部「森林環境税」を含む。) 1 個人住民税賦課関係事務 地方税法等に基づき、(以下省略) 2 (略) 3 収納管理関係事務 地方税法等に基づき賦課された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 4 滞納整理関係事務 地方税法及び国税徴収法等に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処理等を行う。 5 証明発行関係事務(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) 以下省略	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) 以下省略	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(地方税法関係)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・情報連携主務省令第2条表48の項及び第50条(地方税法関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び情報連携主務省令第2条表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項及び該当条文	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二 1項関係: 第1条(健康保険法関係)、別表第二 2項関係: 第2条(健康保険法関係)、別表第二 3項関係: 第3条(健康保険法関係)、別表第二 4項関係: 第4条(船員保険法関係)、別表第二 6項関係: 第6条(船員保険法関係)、別表第二 8項関係: 第7条(児童福祉法関係)、別表第二 9項関係: 第8条(児童福祉法関係)、別表第二 11項関係: 第10条(児童福祉法関係)、別表第二 16項関係: 第12条(児童福祉法関係)、別表第二 18項関係: 第13条(予防接種法関係)、別表第二 20項関係: 第14条(身体障害者福祉法関係)、別表第二 23項関係: 第16条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係)、別表第二 26項関係: 第19条(生活保護法関係)、別表第二 27項関係: 第20条(地方税法関係)、別表第二 28項関係: 第21条(地方税法関係)、別表第二 29項関係: 条項未制定(地方税法関係)、別表第二 30項関係: 条項未制定(社会福祉法関係)、別表第二 31項関係: 第22条(公営住宅法関係)、別表第二 34項関係: 第22条の3(私立学校教職員共済法関係)	1の項及び第3条(健康保険法関係)、2の項及び第4条(健康保険法関係)、3の項及び第5条(健康保険法関係)、4の項及び第6条(恩給法関係)、5の項及び第7条(船員保険法関係)、7の項及び第9条(船員保険法関係)、11の項及び第13条(児童福祉法関係)、13の項及び第15条(児童福祉法関係)、15の項及び第17条(児童福祉法関係)、20の項及び第22条(児童福祉法関係)、28の項及び第30条(予防接種法関係)、37の項及び第39条(身体障害者福祉法関係)、39の項及び第41条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係)、42の項及び第44条(生活保護法関係)、48の項及び第50条(地方税法関係)、49の項及び第51条(地方税法関係)、53の項及び第55条(公営住宅法関係)、57の項及び第59条(私立学校教職員共済法関係)、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 35項関係:第22条の4(厚生年金保険法関係) 別表第二 37項関係:第23条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係) 別表第二 38項関係:第24条(学校保健安全法関係) 別表第二 39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二 40項関係:第24条の3(国家公務員共済組合法関係) 別表第二 42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二 48項関係:第26条の3(国民年金法関係) 別表第二 53項関係:第27条(知的障害者福祉法関係) 別表第二 54項関係:第28条(住宅地区改良法関係) 別表第二 57項関係:第31条(児童扶養手当法関係) 別表第二 58項関係:第31条の2の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二 59項関係:第31条の3(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二 61項関係:第32条(老人福祉法関係) 別表第二 62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二 63項関係:第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) 別表第二 64項関係:第35条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係) 別表第二 65項関係:第36条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)	58の項及び第60条(厚生年金保険法関係)、59の項及び第61条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係)、63の項及び第65条(学校保健安全法関係)、65の項及び第67条(国家公務員共済組合法関係)、66の項及び第68条(国家公務員共済組合法関係)、69の項及び第71条(国民健康保険法関係)、73の項及び第75条(国民年金法関係)、75の項及び第77条(知的障害者福祉法関係)、76の項及び第78条(住宅地区改良法関係)、81の項及び第83条(児童扶養手当法関係)、83の項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係)、84の項及び第86条(地方公務員等共済組合法関係)、86の項及び第88条(老人福祉法関係)、87の項及び第89条(老人福祉法関係)、88の項及び第90条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、89の項及び第91条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、90の項及び第92条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 66項関係:第37条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係) 別表第二 67項関係:第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係) 別表第二 70項関係:第39条(母子保健法関係) 別表第二 71項関係:第39条の2(労働施策総合推進法関係) 別表第二 74項関係:第40条(児童手当法関係) 別表第二 80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律等関係) 別表第二 84項関係:第43条の3(厚生年金保険法関係) 別表第二 85の2項関係:第43条の4(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係) 別表第二 87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係) 別表第二 91項関係:第44条の5(厚生年金保険法関係) 別表第二 92項関係:第45条(厚生年金保険法関係) 別表第二 94項関係:第47条(介護保険法関係) 別表第二 97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係) 別表第二 101項関係:第49条の2(厚生年金保険法関係) 別表第二 102項関係:条項廃止(廃止前農林共済法関係)	91の項及び第93条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、92の項及び第94条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、96の項及び第98条(母子保健法関係)、98の項及び第100条(労働施策総合推進法関係)、106の項及び第108条(児童手当法関係)、108の項及び第110条(災害弔慰金の支給等に関する法律関係)、115の項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律等関係)、124の項及び第126条(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係)、125の項及び第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係)、129の項及び第131条(厚生年金保険法関係)、130の項及び第132条(厚生年金保険法関係)、132の項及び第134条(介護保険法関係)、137の項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係)、138の項及び第140条(厚生年金保険法関係)、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正に伴う修正)



